

(案)

所沢市都市公園条例新旧対照表

新	旧																																		
<p>(公園施設の建築面積の基準の特例) 第3条の5 略 2～4 略 5 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物(令第6条第1項各号に規定する建築物を除く。)を設ける場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p> <p>別表第2(第12条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 20%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">都市公園において行為をする場合</td> <td>行商その他これに類する行為をする場合</td> <td>行為に要する面積1㎡ 1日につき 30円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業として行う写真の撮影をする場合</td> <td>1件 1月につき 1,260円</td> </tr> <tr> <td>1件 1日につき 130円</td> </tr> <tr> <td>業として行う映画等の撮影をする場合</td> <td>1件 1時間につき 1,890円</td> </tr> <tr> <td>興行をする場合</td> <td>行為に要す</td> <td>1日につき</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	使用料	略			都市公園において行為をする場合	行商その他これに類する行為をする場合	行為に要する面積1㎡ 1日につき 30円	業として行う写真の撮影をする場合	1件 1月につき 1,260円	1件 1日につき 130円	業として行う映画等の撮影をする場合	1件 1時間につき 1,890円	興行をする場合	行為に要す	1日につき	<p>(公園施設の建築面積の基準の特例) 第3条の5 略 2～4 略</p> <p>別表第2(第12条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 20%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">都市公園において行為をする場合</td> <td>行商その他これに類する行為をする場合</td> <td>行為に要する面積1㎡ 1日につき 20円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業として行う写真の撮影をする場合</td> <td>1件 1月につき 1,200円</td> </tr> <tr> <td>1件 1日につき 120円</td> </tr> <tr> <td>業として行う映画等の撮影をする場合</td> <td>1件 1時間につき 1,800円</td> </tr> <tr> <td>興行をする場合</td> <td>行為に要する</td> <td>1日につき</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	使用料	略			都市公園において行為をする場合	行商その他これに類する行為をする場合	行為に要する面積1㎡ 1日につき 20円	業として行う写真の撮影をする場合	1件 1月につき 1,200円	1件 1日につき 120円	業として行う映画等の撮影をする場合	1件 1時間につき 1,800円	興行をする場合	行為に要する	1日につき
種別	単位	使用料																																	
略																																			
都市公園において行為をする場合	行商その他これに類する行為をする場合	行為に要する面積1㎡ 1日につき 30円																																	
	業として行う写真の撮影をする場合	1件 1月につき 1,260円																																	
		1件 1日につき 130円																																	
	業として行う映画等の撮影をする場合	1件 1時間につき 1,890円																																	
興行をする場合	行為に要す	1日につき																																	
種別	単位	使用料																																	
略																																			
都市公園において行為をする場合	行商その他これに類する行為をする場合	行為に要する面積1㎡ 1日につき 20円																																	
	業として行う写真の撮影をする場合	1件 1月につき 1,200円																																	
		1件 1日につき 120円																																	
	業として行う映画等の撮影をする場合	1件 1時間につき 1,800円																																	
興行をする場合	行為に要する	1日につき																																	

(案)

		る面積 1 m ² につき	70円
--	--	--------------------------	-----

備考 法第5条の2第4項及び第5条の7第3項に規定する条例で定める額は、売店その他これに類する公園施設を設ける場合にあっては当該公園施設の面積1 m²当たり1月につき170円とし、売店その他これに類する公園施設を管理する場合にあっては当該公園施設の面積1 m²当たり1月につき510円とする。

別表第3 (第12条関係)

1 公園施設

種別	区分	使用料	
水泳プール	一般・学生	1回につき 480円	
	児童・生徒	高校生	1回につき 320円
		小・中学生	1回につき 160円
庭球場 (1面)	一般・学生	2時間につき 630円	
	児童・生徒	2時間につき 320円	
野球場 (1面)	一般・学生	2時間につき 840円	
	児童・生徒	2時間につき 420円	

2 附属設備

略

備考

1～6 略

7 庭球場等の午前8時から午前9時までの利用については、次のとおりとする。この場合において、午前8時から午前9時までの使用料は、規定使用料の2分の1の金額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。

(1)・(2) 略

8 庭球場等の11月及び12月の午後3時から午後5時までの使

		面積 1 m ² につき	60円
--	--	-------------------------	-----

別表第3 (第12条関係)

1 公園施設

種別	区分	使用料	
水泳プール	一般・学生	1回につき 450円	
	児童・生徒	高校生	1回につき 300円
		小・中学生	1回につき 150円
庭球場 (1面)	一般・学生	2時間につき 600円	
	児童・生徒	2時間につき 300円	
野球場 (1面)	一般・学生	2時間につき 800円	
	児童・生徒	2時間につき 400円	

2 附属設備

略

備考

1～6 略

7 庭球場等の午前8時から午前9時までの利用については、次のとおりとする。この場合において、午前8時から午前9時までの使用料は、規定使用料の2分の1の金額とする。

(1)・(2) 略

8 庭球場等の11月及び12月の午後3時から午後5時までの使

(案)

用料は、規定使用料の2分の1の金額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。

9 略

用料は、規定使用料の2分の1の金額とする。

9 略